

2025 年3月26日

No 00024

## 寄 附 金 領 収 書

東京青山ロータリークラブ 様

¥ 100,000

ただし、当法人が行う公益目的事業のための寄付金として、上記有り難く受領いたしました。

所得税法第78条第2項該当 法人税法第37条第4項該当

> 公益社団法人 日本動物病院協会 会長 宗像 俊太郎



〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 3-2-7 常盤ビル 7 階

TEL: 03-6262-5252

当協会は平成 21 年 5 月 1 日に公益認定を受けました。公益社団法人は特定公益増進法人に該当するため寄附者は寄附金控除を受けることができます。この領収書を添付または提示して確定申告等を行ってください。 なお住民税における寄附金控除は、各都道府県および市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、お住まいの都道府県および市町村にお問い合わせください。